



ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会  
介護保険部会（第117回）

令和7年2月20日

資料4

## 令和7年度 介護納付金の算定について（報告）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 介護保険制度の見直しに関する意見（抜粋）

（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

## II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

### 2. 給付と負担

#### （1）高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

##### （1号保険料負担の在り方）

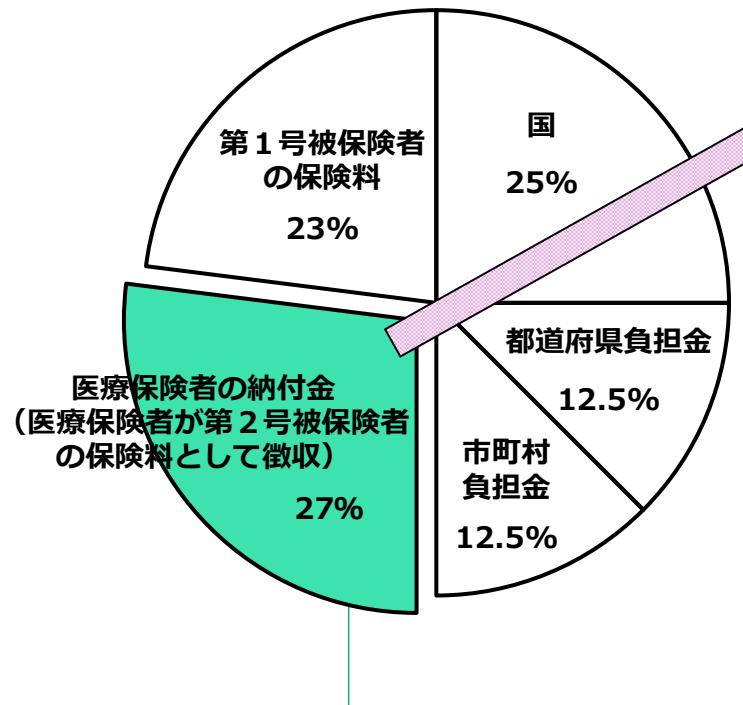
（略）

- なお、現役層（40～64歳）が負担する2号保険料について、介護保険関係法令に基づき計算される納付金額を元に医療保険者が介護保険料として徴収し、納付金として一括して納付するものであるため、その透明性を確保する観点から、毎年、納付金額決定の後の介護保険部会等で厚生労働省から報告することが適当である。（以下、略）

# 介護納付金の仕組み

- 40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付
- 納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

① 第2号被保険者（40～64歳）は給付費の27%を負担



令和7年度 予算案

36,739億円

② 第2号被保険者一人当たりの負担額を計算

③ 報酬額に応じて負担  
(総報酬割)

※ 被用者保険等保険者と国保間では  
加入者数に応じて負担

協会けんぽ 健保組合 共済組合 国保

④ 各医療保険者が医療保険料と一緒に徴収

⑤ 社会保険診療報酬支払基金に納付

⑥ 各市町村に交付  
(各市町村の介護給付費等の27%分)

市

町

村

# 令和7年度 介護納付金の算定にかかる諸係数（1）

## ◎ 納付金の算定式

$$\text{令和7年度 納付金額 (74,428円※)} = \text{I 令和7年度 概算納付金額} - \left( \text{令和5年度 概算納付金額} - \text{II 令和5年度 確定納付金額} \right) + \text{III 調整金額}$$

※一人当たり見込額（平均）

## ◎ 納付金の算定等に関して公布される諸係数（令和7年1月17日告示）

### I 令和7年度概算納付金額

諸係数	算出方法	諸係数の算出に必要な基礎数値
1 標準給付費等の伸び率 (省令第7条第2号) <b><u>1.21787171</u></b>	① 令和7年度の標準給付費等の見込額 ／② 令和5年度の標準給付費等の実績額	①：令和7年度の標準給付費等の予算額 ②：各保険者より支払基金へ報告された令和5年度の標準給付費等の実績額
2 第2号被保険者見込数の伸び率 (省令第8条第2項第2号) <b><u>0.99454310</u></b>	③ 令和7年度の40歳から64歳までの人口推計 ／④ 令和5年度の40歳から64歳までの人口推計	③④：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の推計結果を引用
3 第2号被保険者1人当たり負担見込額（省令第9条） <b><u>87,623円（注）</u></b>	⑤ 令和7年度の標準給付費等の見込額×27% ／⑥ 全医療保険者の令和7年度第2号被保険者見込数	⑤：第2号被保険者が負担（※）する令和7年度概算納付金額 ※ 令和7年度の第2号被保険者負担率は標準給付費等の27% ⑥：各医療保険者において確認（※）された令和7年度の第2号被保険者の見込数 ※ 医療保険者より支払基金へ申請された第2号被保険者見込数に関する過大又は過小の補正申請による人数を含む
4 総報酬割概算負担率 (省令第9条の2) <b><u>0.01902575</u></b>	⑦ 被用者保険等保険者に係る令和7年度の第2号被保険者負担総額（見込） ／⑧ 被用者保険等保険者に係る令和7年度の第2号被保険者標準報酬総額（見込）の合計	⑦：被用者保険等保険者が負担する令和7年度概算納付金額 ⇒ 第2号被保険者1人当たり負担見込額（ <b><u>87,623円</u></b> ）×⑥のうち、被用者保険等保険者の令和7年度第2号被保険者見込数 ⑧：各医療保険者より支払基金へ報告された額

※省令・・・介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成11年厚生省令第四十三号）

※諸係数の「4 総報酬割概算負担率」と「6 総報酬割確定負担率」は、被用者保険等保険者以外の医療保険者の納付金の算定には用いない。

（注）各医療保険者の一人当たり納付見込額は、令和5年度の精算額（「令和5年度概算納付金額」-「II 令和5年度確定納付金額」）及び「III 調整金額」によって異なる。

# 令和7年度 介護納付金の算定にかかる諸係数（2）

## ◎ 納付金の算定式

$$\text{令和7年度 納付金額 (74,428円※)} = \text{I 令和7年度 概算納付金額} - \left( \text{令和5年度 概算納付金額} - \text{II 令和5年度 確定納付金額} \right) + \text{III 調整金額}$$

※一人当たり見込額（平均）

## ◎ 納付金の算定等について公布される諸係数（令和7年1月17日告示）

### II 令和5年度確定納付金額

諸係数	算出方法	諸係数の算出に必要な基礎数値
5 第2号被保険者1人当たり負担額（省令第11条） <u>72,062円</u>	① 令和5年度に要した標準給付費等の額×27% ／ ② 全医療保険者の令和5年度第2号被保険者数	①：第2号被保険者が負担（※）する令和5年度確定納付金額 ※ 令和5年度の第2号被保険者負担率は標準給付費等の27% ②：各医療保険者より支払基金へ報告された人数
6 総報酬割確定負担率（省令第11条の2） <u>0.01622232</u>	③ 被用者保険等保険者に係る令和5年度の第2号被保険者負担総額 ／ ④ 被用者保険等保険者に係る令和5年度の第2号被保険者標準報酬総額の合計	③：被用者保険等保険者が負担する令和5年度確定納付金額 ⇒ 第2号被保険者1人当たり負担額（ <u>72,062円</u> ）× ②のうち、被用者保険等保険者の令和5年度第2号被保険者数 ④：各医療保険者より支払基金へ報告された額

### III 調整金額

諸係数	算出方法	諸係数の算出に必要な基礎数値
7 調整金額に係る算定率（省令第6条第3項） <u>0.00252984</u>	① 算定額／② 令和5年度の精算額	①：令和5年度の精算額に係る受取利息や支払基金において業務上生じた利息の額等 ②：令和5年度概算納付金額と令和5年度確定納付金額の差額

# 第1号保険料と第2号保険料の推移

		第1号保険料（65歳～）の1人当たり月額 (基準額の全国加重平均)	第2号保険料（40歳～64歳）の1人当たり月額 (事業主負担分、公費分を含む)
第1期	平成 12 年度	2, 911円	2, 075円
	平成 13 年度		2, 647円
	平成 14 年度		3, 008円
第2期	平成 15 年度	3, 293円	3, 196円
	平成 16 年度		3, 474円
	平成 17 年度		3, 618円
第3期	平成 18 年度	4, 090円	3, 595円
	平成 19 年度		3, 777円
	平成 20 年度		3, 944円
第4期	平成 21 年度	4, 160円	4, 093円
	平成 22 年度		4, 289円
	平成 23 年度		4, 463円
第5期	平成 24 年度	4, 972円	4, 622円
	平成 25 年度		4, 871円
	平成 26 年度		5, 125円
第6期	平成 27 年度	5, 514円	5, 081円
	平成 28 年度		9月まで 5, 192円
	平成 29 年度		10月以降 5, 190円
第7期	平成 30 年度	5, 869円	5, 353円
	令和 元 年度		5, 532円
	令和 2 年度		5, 669円
第8期	令和 3 年度	6, 014円	5, 788円
	令和 4 年度		5, 825円
	令和 5 年度		6, 005円
第9期	令和 6 年度	6, 225円	6, 276円（見込額）
	令和 7 年度		6, 202円（見込額）

# 参考：令和7年度「参考料率」の算出方法

## 参考料率

被用者保険等保険者の介護納付金総額（概算納付金総額から精算額総額及び調整金額総額を差し引いた額）を、第2号被保険者の標準報酬総額の見込額の総額で、機械的に割ることで算出したもの。

0.01632616

精算額や調整金額は個々の被用者保険等保険者の状況によって異なる点に留意が必要。

$$\text{参考料率} \quad (0.01632616) = \frac{\text{被用者保険等保険者に係る令和7年度納付金総額}}{\text{被用者保険等保険者に係る第2号被保険者の標準報酬総額の見込額の合計}}$$

※分子

$$\boxed{\text{被用者保険等保険者に係る令和7年度納付金総額}} = \boxed{\text{被用者保険等保険者に係る令和7年度概算納付金総額}} - \left( \boxed{\text{被用者保険等保険者に係る令和5年度精算額総額}} + \boxed{\text{被用者保険等保険者に係る調整金額総額}} \right)$$